

(別 添)

「政策委員会議事規則」の一部改正

(横線のとおり改正)

第2章 金融政策決定会合

(招 集)

第9条第1項 議長は、毎年~~3月~~、~~6月~~、~~9月~~、~~12月~~に開催する、法第15条第1項各号に掲げる事項を議事とする会議(以下「金融政策決定会合」という。)において、その翌月から半~~1~~年間につき金融政策決定会合を招集すべき日(以下「開催予定日」という。)を、委員会の承認を得て定め、遅滞なく、議長が適当と認める方法により、公表する。